

宗像市公共施設使用料減免を受けられる団体様へ

市では、施設運営の効率化や運営経費の縮減に努めていますが、市の施設運営には経費がかかり、その多くは市民の税金と施設を利用する人たちが支払う使用料で賄われています。公共施設使用料減免とは、市民活動の推進などの市施策を踏まえ特別に設定しているものです。そこで、減免申請を行う際にはご自身で期限の把握と更新を行ってください。

施設利用申し込み時に、施設使用料の減免申請を行います。申請方法等は、各施設の方法に従ってください。

また、申請書をご提出されてから約1か月手続きがかかります。お早目にご提出ください。なお、体育施設及び有料公園につきましては約3か月前から予約ができ、納付書を発行することになりますので、予約日を踏まえて申請書をご提出ください。

登録は **4** 分類

減免になる施設は、分類によって異なります。

手続きは、2ページへ

対象施設は、4ページへ

I. 市民活動団体

主に市内で活動し、広く市民に便益が及ぶ公益的団体(趣味、教養的な団体は除く)

Ⅲ. 高齢者団体

満70歳以上の市民を主体(全体の3分の2以上)として、健康づくりや生きがいづくりを目的とした団体

Ⅱ. 青少年団体

18歳未満か高校生以下の市民を主体(全体の3分の2以上)とした文化・スポーツ団体

Ⅳ. 障がい者団体

障がいのある市民を主体とする団体

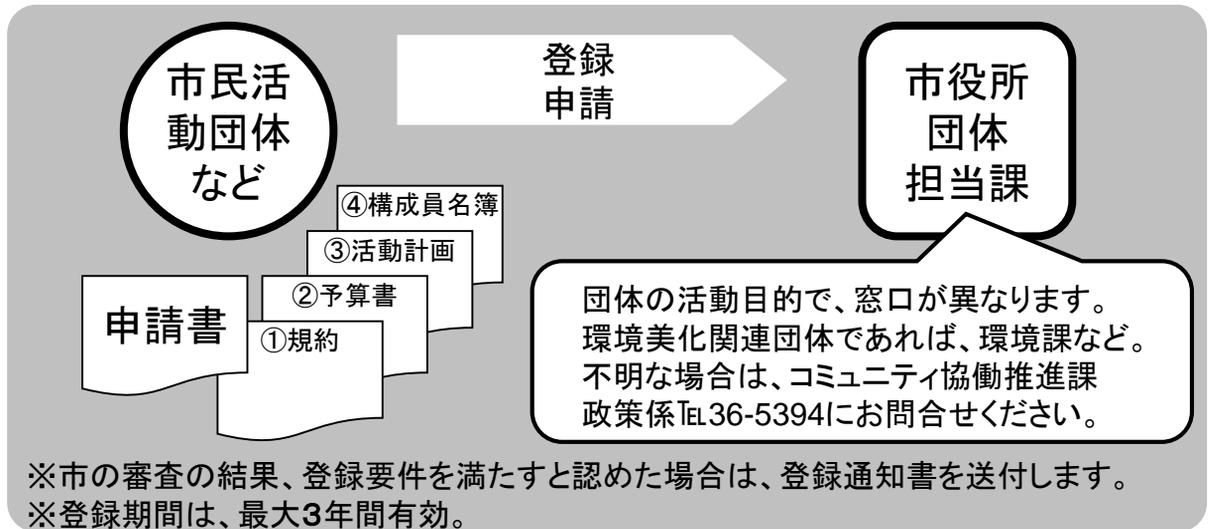
< 共通要件 >

- ▽団体の構成員が3人以上で、主な活動場所は市内
- ▽団体の代表者が定められ、規約、予算や活動計画などを整備している
- ▽中学生以下で組織される団体は、保護者の運営組織か、成人の指導者がいる
- ▽政治活動、宗教活動、営利を目的としない
- ▽暴力団員か暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人が代表者ではない

<手続きの流れ>

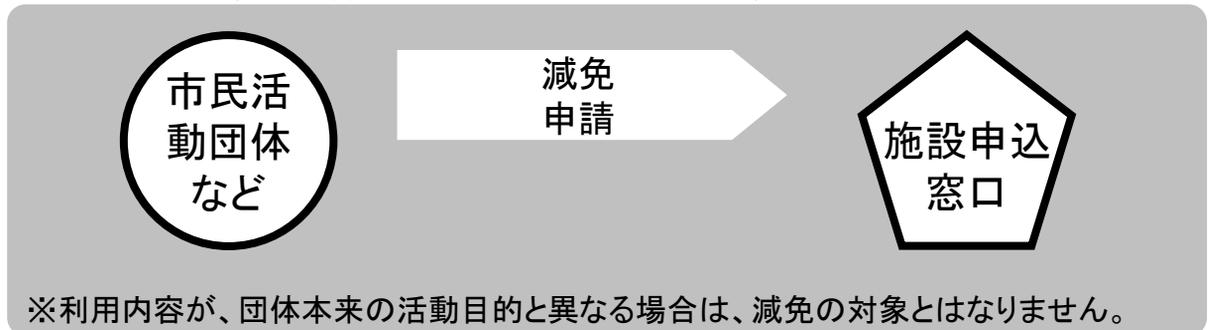
Step 1 (登録申請)

施設の利用申込をする1か月前までに、申請書（右ページ記入例参照）に關係書類を添付して、市役所の団体担当課に提出。



Step 2 (減免申請)

施設の利用申込の際に、施設の窓口で減免申請。



<登録申請の際に必要な書類>

申請書		宗像市公共施設使用料減免対象団体登録申請書 (右ページ参照)
添付書類	①規約又はこれに準ずるもの	・団体の活動目的がわかる内容
	②予算書又はこれに準ずるもの	・団体の収入や支出の状況がわかる内容 (決算書など)
	③活動計画又はこれに準ずるもの	・団体の活動の状況がわかる内容 (活動実績など)
	④構成員名簿	・氏名、住所、年齢の記載がある内容 ・“障がい者団体”の登録申請の場合は、障害者手帳の有無を記載

<分類別減免対象施設>

○：全額免除

▲：半額減額

－：減免なし

	I.市民活動 団体	II.青少年 団体	III.高齢者 団体	IV.障がい者 団体
コミュニティ・センター	－	－	－	○
メイトム宗像	○	○	○	○
大島福祉センター				
学校開放施設	▲	○	○	○
体育施設	▲	○ (参加団体の2/3 以上が青少年団体 である大会・イベントに限る)	○	○
有料公園				
陶芸施設				
正助ふるさと村	－	－	－	○

※コミュニティ・センターは、コミュニティ運営協議会が特に必要と認める団体も全額減免となります。各コミュニティ・センターにお問合せください。

【コミュニティ・センター、学校開放施設、体育施設、有料公園の内訳】

コミュニティ・センター	コミュニティ・センター（吉武地区、赤間地区、赤間西地区、自由ヶ丘地区、河東地区、南郷地区、東郷地区、日の里地区、玄海地区、池野地区、岬地区、大島地区）
学校開放施設	吉武小（体育館、運動場）、赤間小（体育館、運動場）、赤間西小（体育館、運動場）、自由ヶ丘小（体育館、運動場）、自由ヶ丘南小（体育館、運動場）、河東小（体育館、運動場）、河東西小（体育館、運動場）、南郷小（体育館、運動場）、東郷小（体育館、運動場）、日の里東小（体育館、運動場）、日の里西小（体育館、運動場）、玄海小（体育館、運動場）、玄海東小（体育館、運動場）、城山中体育館、自由ヶ丘中（体育館、運動場）、河東中体育館、中央中（体育館、運動場）、日の里中体育館、河東西小特別教室
体育施設	宗像市民体育館、宗像市弓道場、宗像勤労者体育センター、宗像市玄海B & G海洋センター、宗像市運動広場、宗像市大島運動場
有料公園	日の里第4号公園、日の里第7号公園、日の里第11号公園、自由ヶ丘第11号公園、広陵台中央公園、宗像中央公園、明天寺公園、ふれあいの森総合公園

問い合わせ先

- ・使用料の減免申請書について・・・各施設
- ・使用料の減免について・・・・・・・・宗像市コミュニティ協働推進課 政策係
電話： 0940-36-5394

※登録団体が、登録要件に適合しなくなったとき、又は、登録団体としてふさわしくない行為をしたときは、登録を取り消すことがあります。